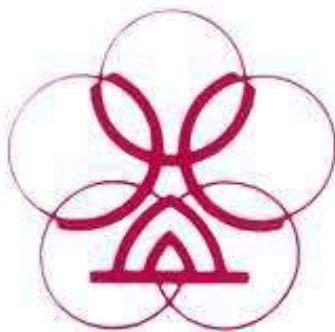


# 益城町排水設備工事マニュアル



益城町下水道課

令和 8 年 1 月

## － 目 次 －

### I 排水設備

1 総則	p1
2 屋内排水設備	p4
3 屋外排水設備	p9
4 排水設備の設計	p13
5 排水設備の工事	p17
6 排水設備工事の検査	p20
7 排水設備工事の申請手順	p22

### II 公共汚水ます

p24

### III 提出書類

1 申請書等提出書類一覧及び記載例	p26
2 排水設備等新設等計画確認申請書(表)	p27
3 排水設備工事完了届(表)	p28
4 排水設備等新設等計画確認申請書及び排水設備工事完了届(裏)	p29
5 下水道使用(開始・休止・廃止・再開)届	p30
6 凈化槽廃止届出書	p31

### IV 指定工事店

1 指定工事店登録関係	p32
2 指定工事店登録申請関係様式	p33
3 指定工事店等に対する罰則及び処分基準	p37

### V 卷末資料

1 取付管敷設標準図
2 施工状況写真例

## I 排水設備

### 1 総則

#### (1) 目的

この基準は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）、下水道法施行規則（昭和 42 年省令第 37 号）、益城町下水道条例（平成 5 年益城町条例第 13 号）及び益城町下水道条例施行規則（平成 5 年益城町規則第 9 号）に規定する排水設備の設置及び構造に係る基準の詳細を定め、益城町における排水設備の設置及び構造の技術的統一を図ることを目的とする。

また、この基準に定めのない事項については、「下水道排水設備指針と解説」及び「下水道施設計画・設計指針」（いずれも日本下水道協会発行）の基準に準拠する。

なお、本基準に違反した場合は、後述する罰則・処分の対象となる場合がある。

#### (2) 排水設備

排水設備は、個人や事業所等が所有する土地や建物等から発生する下水を公共下水道に流入させるために必要な施設であり、その設置や維持管理についての責任は、個人又は事業所等に帰属する。排水設備の構造や機能が適正であることは、公共下水道が目的とする都市の健全な発達、公衆衛生の向上、ひいては公共水域の水質保全に貢献するために不可欠であり、このため、下水道法や建築基準法等の法令や条例等で、その設置について規定している。

また、排水設備は、私有地内に設置されるものであり、公共下水道と比較して小規模ではあるが、その目的や使命は、公共下水道と何ら変わるものでないため、排水設備の設計にあたっては、関係法令に定められた技術上の基準に従って適正な設計を心がけなければならない。

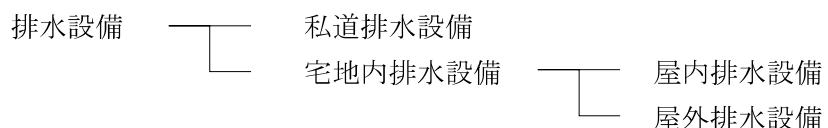
#### (3) 排水設備の範囲

##### ① 排水設備の定義

排水設備とは、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠、その他の排水施設を言う。（下水道法第 10 条）

##### ② 排水設備の種類

排水設備の種類は大別して次のとおり。



- (ア) 屋内排水設備：屋内の汚水の衛生器具などから、屋外に設置するます又は排水管に接続するまでの排水管及びそれらに付属する排水設備。
- (イ) 屋外排水設備：屋内排水設備を除き、屋外に設置するます及び排水管等で、公共污水ます又は私道排水設備のますに接続するまでの排水設備。
- (ウ) 私道排水設備：私道の所有者が共同で設置する設備で、建物敷地内の屋外排水設備からの排水を受けて、公共下水道に流入させる排水設備。

(4) 下水の排除方式

益城町における下水の排除方式は、全区域において分流式である。そのため、地表、地下を問わず、排水設備には雨水、湧水等の自然水が流入してはならない。

(5) 法令上の排水設備の構造基準（下水道法施行令第8条抜粋）

- ・ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- ・ 汚水を排除すべき排水管は暗渠とすること。
- ・ 暗渠部分の、下水の流路の方向又は勾配が変化する箇所、並びに管渠の長さがその内径の120倍を超えない範囲内の箇所には、ますを設けること。
- ・ 汚水を排除するますにあっては、密閉することができるふたを設けること。

(6) 下水の種類

下水道法上の種類	発生形態による分類		下水の分類
下水	汚水	生活又は事業に起因	し尿を含む排水 雑排水 工場・事業排水
	雨水	自然現象に起因	湧水 降雨・雪解け水・凝結水

(ア) 汚水

- ・ 水洗便所からの排水
- ・ 台所、風呂場、洗面所、洗濯場等からの生活排水
- ・ 屋外洗場などからの洗浄水（雨水の混入が無いもの）
- ・ 工場、事業所等の生産活動により生じた排水
- ・ ドレン排水（発生経路において汚染されるもの）
- ・ 湧水のうち井戸水等で生活又は事業に使用した排水
- ・ その他雨水以外の排水

(イ) 雨水

- ・ 雨水（あまみず）
- ・ 地下水及び地表湧水
- ・ 雪解け水
- ・ 凝結水（発生経路において汚染されないもの）
- ・ その他の自然水

(7) 注意点

排水設備等に関する基準は、下水の排除方式、終末処理場における汚水処理の方式、下水道処理区域内の地形等様々な要因を総合的に勘案し、下水道事業の実施主体である市町村において、個別に定められている。このことから、排水設備等に関する工事については、必ず当該市町村が定める基準に基づいて実施しなければならない。

## 2 屋内排水設備

屋内の衛生器具等から排出される汚水を円滑かつ速やかに屋外排水設備へ排除するため屋内排水設備を設ける。

### (1) 基本的事項

屋内排水設備の設置にあたっては、次の事項に留意すること。

- ① 屋内排水設備の排水系統は、排水の種類、衛生器具等の種類及びその設置位置に合わせて適正に定める。
- ② 建物の規模、用途、構造に配慮し常にその機能を発揮できるよう、支持、固定、防護等により安定、安全な状態にする。
- ③ 大きな流水音、異常な振動、排水の逆流などが生じないものとする。
- ④ 衛生器具は、数量、位置、構造、材質などが適正であり、排水系統に正しく接続されたものとする。
- ⑤ 十分な耐久性を有し、保守管理が容易にできるものとする。
- ⑥ 建築工事、建築設備工事との調整を十分に行うこと。
- ⑦ し尿排水管と雑排水管とは、原則として別系統とすること。

### (2) 排水系統

排水系統は、屋内の衛生器具の種類及びその設置位置に合わせ、汚水と雨水を明確に分離し、建物外に確実に、円滑かつ速やかに排除されるように定める。

#### ① 排水性状等による分類

- (ア) 汚水排水系統：大便器、小便器及びこれと類似の器具（汚物流し等）の汚水を排水するための系統をいう。
- (イ) 雜排水系統：(ア) の汚水を含まず、洗面器、流し類、浴槽その他の器具からの汚水を排水するための系統をいう。
- (ウ) 特殊排水系統：工場、事業所等から排出される高温、高圧、有毒、有害、危険、その他望ましくない性質を有する排水を、他の排水系統と区別するために設ける排水系統をいう。

### (3) 排水方式による分類

#### ① 重力式排水方式（自然排水方式）

排水系統のうち、地上階など建物排水横主管が公共下水道より高所にあり、建物内の排水が自然流下によって排水されるもの。

#### ② 機械式排水方式（強制排水方式）

地下階などで、排除先である公共下水道より低い位置に衛生器具または排水設備が設置されているため、自然流下による排水が困難な系統をいい、排水を一旦排

水槽に貯留し、ポンプ等で圧送し、排出するもの。

(4) 排水管

排水管については、主管、枝管、立管、横管いずれの場合も、排水の下流方向の管径を縮小しないこと。

(5) トランプ

衛生器具等の仕様を勘案のうえ、二重トランプとならないよう十分留意すること。

(6) 阻集器

排水中にグリースなどが含まれる油脂販売店、自動車修理工場、料理店、その他これらに類する油脂類を多量に排出する場合、及び可燃性溶剤、土砂等の有害物質が含まれる場合など公共下水道の機能の低下又は損傷の恐れがある場合には阻集器を設置すること。

① 阻集器の設置及び構造は次による。

(ア) 使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設けること。その位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出する恐れのある器具又は装置のできるだけ近くに設けること。

(イ) 阻集器は、汚水から油脂・ガソリン・土砂・髪の毛等を有効に阻止分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させない独立した系統とする。

(ウ) 容易に保守、点検ができる構造とし、材質はステンレス製、銅製、鋳鉄製、コンクリート製又は樹脂製の不透水性、耐食性のものとする。

(エ) 阻集器に密閉ふたを使用する場合は、適切な通気がとれる構造とする。

(オ) 阻集器は原則としてトランプ機能を有するものとし、これには器具トランプを接続しない。なお、トランプ機能を有しない阻集器を用いる場合は、その阻集器の直近下流にトランプを設けること。

(カ) トランプの封水深は5cm以上とする。

(キ) 阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液などの浮遊物、土砂、その他沈殿物は、阻集器の性能を維持するために必要な頻度で、又は製造元等の示す使用に基づき定期的に除去しなければならない。なお、除去したゴミ、汚泥等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処分すること。

② 阻集器の種類

(ア) グリース阻集器

営業用調理場等から排出された汚水に含まれている油脂分を、阻集器の中で冷却、凝固させて除去し、油脂分が排水管中に流入して管を閉塞させることを防止する。阻集器内に仕切板を設け、この仕切板によって流入してくる汚水中の油脂

の分離効果を高めている

(イ) オイル阻集器

給油所など次に示すガソリン、油類の流れる箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用にせず、独立のものとする。設置場所には次のようなものがある。

- ・ガソリン給油所
- ・ガソリンを貯蔵しているガレージ
- ・可燃性溶剤、揮発性の液体を製造または使用する工場、事業所
- ・その他自動車整備工場等機械油の流れる事業所

(ウ) ヘア阻集器

理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取り付けて、毛髪が排水管に流入するのを阻止する。また、プールや公衆浴場には大型のヘア阻集器を設けること。なお、動物の水浴びやペット美容室等で獣毛が流入する恐れがある場合も同様とする。

(エ) ランドリー阻集器

営業用洗濯場からの汚水中に含まれる糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には、取り外し可能なバスケット型スクリーンを設けること。

(オ) サンド阻集器

排水中に泥、砂、セメントなどを多量に含むときは、阻集器を設けて固形物を分離する。底部の泥だれの深さは15cm以上とする。

(7) 排水槽

排水槽は、地階の排水又は低位の排水を、自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合に、排水を一時貯留し、排水ポンプでくみ上げて排出するための設備であり、自然流下が可能な一般の排水系統とは別系統で排出する。なお、排水槽の構造、維持管理が適切でない場合は、悪臭が発生する原因となるため、下水道法施行令第8条11号において「汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講じられていること」と規定されており、設置や維持管理にあたっては十分な検討が必要である。

①排水槽の設置にあたっての留意点

- ・ポンプによる排水は、原則として自然流下の排水系統（屋外排水設備）のままで排出し、公共汚水ますより上流にポンプ圧送管専用のますを設け、管底で接続しなければならない。なお、排水設備及び公共下水道の能力に応じた排水量となるよう十分注意すること。
- ・通気管は、他の排水系統の通気管と接続せず、単独で大気中に開口し、その開口箇所等は、臭気等に対して衛生上十分な考慮をすること。

- ・通気装置以外の部分から臭気が漏れない構造とすること。
- ・排水ポンプは、排水の性状に対応したものを使用し、異物による詰まりが生じないようすること。また、故障に備えて複数台を設置し、通常は交互に運転ができ、排水量の急増時には同時運転が可能な設備とすることが望ましい。
- ・悪臭の発生原因となる恐れのある排水槽には、ばつ氣装置又はかくはん装置を設けること。
- ・槽内部の保守点検用マンホール（密閉型ふた付き内径60cm以上）を設けること。なお、点検用マンホールは、換気を容易に行うため、2箇所以上設けることが望ましい。
- ・厨房より排水槽に流入する排水系統には、厨芥を捕集します、グリース阻集器等を設けること。
- ・機械設備などからの油類の流入する排水系統には、オイル阻集器を設けること。
- ・排水槽は、十分に支持力のある床又は地盤上に設置し、維持管理しやすい位置とすること。
- ・排水槽の内部は容易に清掃でき、水密性、防食等を考慮した構造とすること。
- ・排水槽の維持管理については、定期的に槽の点検及び機械の点検を行い、排水の水質、排水量及び排水槽の容量等に応じて定期的に清掃を行うこと。また、排水槽へ流入する排水系統の阻集器の維持管理は頻繁に行うこと。
- ・除去したゴミ、汚泥等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処分し、公共下水道等に投棄してはならない。

#### (8) その他の設備類

##### ①床下集合排水システム（排水ヘッダ）

各衛生器具からの排水を床下に集中的に合流させ、屋外排水設備にまとめて排水するシステムである。設置する場合は下記事項に留意すること。なお、申請書に添付する平面図に、床下集合排水システム、点検口の位置を明記し、製造メーカー、製品仕様等を明らかにする書類を添付すること。

###### (ア) 設置に関する留意事項

- ・適切な口径・勾配を有し、建築物の構造に合わせて適切な支持、固定を行うこと。
- ・汚水の逆流や滞留が生じない構造であること。
- ・床下点検口付近の目視、近接に支障のない位置に配置し、保守点検、補修、清掃等の作業が容易に実施できるよう、十分な空間を確保すること。

##### ②ディスポーザ排水処理システム

生ゴミ等を粉碎して公共下水道に排除する装置（単体ディスポーザ）は、設置を認めない。ただし、排水処理機能を持ち、その処理水のみを公共下水道へ排除する機能を有するものについては、個別に町の承認を受けることで設置を許容する。

#### (9) 間接排水

排水系統の不測の事故などに備え、食品関係機器、医療の研究用機器その他衛生上、直接排水管に接続しては好ましくない機器の排水は間接排水とすること。

#### (10) その他の注意点

##### ①屋外部分となる排水管等

- ・屋内排水設備（排水立管、衛生器具管、排水横主管等）であって屋外に設置される部分は、下水道法施行令第8条に定める排水設備の定義に従い、その全てを暗渠としなければならない。ただし、建物の構造上やむをえず露出となる部分には、耐候性、耐荷重性、耐衝撃性等について適切な保護を施さなければならない。なお、その際は建物にごく近い位置で接続汚水ますの深さまで下げ、管保護の確保に努めなければならない。
- ・屋内排水設備の屋外となる部分は、屈曲無く単純かつ最短の経路で、屋外排水設備のますまで接続しなければならない。（排便管等を45度接続する場合を除く）
- ・屋内排水設備であって屋外排水設備のますに接続される横引き管は、その清掃性に留意し、屋外となる部分の管長を原則100cm未満としなければならない。なお、これによりがたい場合は汚水ますを設置し、屋外排水設備として接続することで100cm未満とすること。
- ・戸建住宅新排水システム（基礎貫通キット）については、各メーカーの製品仕様及び施工指示を遵守すること。なお、管保護の観点からフレキシブル管は必ずスリープ管の内部に納め、建物の開口部周辺等、屋外となる部分の仕上げに注意すること。

### 3 屋外排水設備

屋外排水設備は、屋内排水設備から排水を受け、公共下水道へ流入させる施設である。

#### (1) 基本的事項

屋外排水設備の設置にあたっては、次によること。

- ・ 公共下水道の管渠、マンホール、その他の排水施設の位置、屋内排水設備とその位置及び敷地の土地利用計画等について、必要な調査を行うこと。
- ・ 排除方式は分流式であり、雨水等が流入してはならない。なお、工場、事業場排水は、一般の排水と分離した別系統で公共污水ますに接続することを原則とする。
- ・ 排水設備の構造等は、法令等の基準に確実に適合し、かつ円滑な排水機能を有しなければならない。
- ・ 造成工事、建築工事、外構工事等との調整を十分に行うこと。

#### (2) 設計

##### ①排水管

排水管の設置及び構造は、次によること。

- (ア) 排水管計画は、屋内排水設備からの排出箇所、公共污水ます等の排水施設の位置及び敷地の形状等を考慮して定める。なお、管路の屈曲、落差、勾配等は計画内で適切に対応し、自在継手等の使用による調整は、これを許容しない。
- (イ) 管径及び勾配は、排水を支障なく流下させるように定める。なお、排水管は自然流下方式を原則とする。
- (ウ) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は次表のとおりとし、排水管の勾配は2/100以上、管径は100mm以上を原則とする。

排水人口(人)	内径 mm	勾配
150未満	100以上	100分の2.0以上
150以上300未満	150以上	100分の1.5以上
300以上600未満	200以上	100分の1.3以上
600以上	250以上	100分の1.0以上

- (エ) 排水管はその全てを暗渠としなければならない。

- (オ) 排水管の土被りは、宅地内において20cm以上、道路（私道を含む）においては80cm以上とする。なお、状況により必要な防護、その他の措置を行うこととし、公道内においては道路管理者の指示に従うものとする。
- (カ) 排水管は公共污水ます等の排水施設に適切に接続する。
- (キ) 排水管は、沈下、地震等による損傷を防止するため、管種、地盤の状況、土被り等を検討し、必要に応じて適切な基礎、防護を施す。

## ②ます

ますの設置及び構造等は、次によること。

### (ア) ますの設置箇所

- ・ 排水管の起点、終点
- ・ 管路の屈曲点、合流点、段差点又は落差点
- ・ 排水管の管種、管径及び勾配が変化する箇所
- ・ 排水管の直線部においては、その内径の 120 倍以内で適切な箇所
- ・ 屋内排水設備と屋外排水設備の接続箇所
- ・ その他維持管理上必要な箇所

### (イ) ますの構造

- ・ 汚水ますは、原則として塩化ビニール製ますを使用し、その形状は、内径 15cm 以上の円形として、堅固で耐久性のある構造とする。
- ・ ますの蓋は、堅固でその設置場所に応じた耐久性のある材質及び構造とし、密閉蓋とする。なお、車路及び駐車場（轍間含む）、その他の荷重のかかる恐れのある箇所に設置する蓋は、鋳鉄製蓋又は鋳鉄製防護蓋を使用する。
- ・ 汚水ますの底部には、排水管の内径に応じてインバートを設ける（分離ます等を除く）こと。
- ・ ますの基礎は、ますの種類、設置条件等を考慮し適切な基礎を施し、ますに接する面は保護として底板や山砂を施すこと。

### (ウ) 汚水ますの選択

汚水ますの種類については、次の事項に従い適切に選択し計画すること。

- ・ 汚水ますの種類は、その製品仕様に基づいて適切に選択し、切断、閉塞等の加工を加えてはならない。(落差調整の目的で起点ますや中間ます等を使用する、合流ますを閉塞して起点や屈曲点とする等)
- ・ 起点において排便管を接続するますは、掃流性に優れたストレート (ST) 又は 45 度曲り (45L) を使用する。ただし、これにより難い場合は 90 度曲り (90L) の使用も許容する。
- ・ 合流点において排便管を接続するますは、排水本管上流側への汚水の逆流を防ぐため、段差を設けて鋭角に合流する 45 度段差付ます(45YS)を使用する。
- ・ 合流点において汚水排水系統が合流側（屈曲側）となる場合は、排水本管上流側（直進側）への逆流を防ぐため、段差付ますを (90YS 等) 使用すること。
- ・ 排便管を接続した汚水ますの直近下流にトラップますを設置する場合は、合流箇所での水の跳ね上げ等により、トラップ部に汚物が逆流する恐れがあるため、50cm 以上離して設置すること。
- ・ 勾配不良、排水滞留、汚物閉塞等の要因となるため、勾配加工の無います（左右兼用ます等）や合流部分が狭隘となるます (90YW、YWS、WLS 等) の使用は推奨しない。

(エ) ますの深さ

汚水ますの内径と深さは次表のとおりとする。なお、ドロップますなど落差が生じる汚水ますの内径は、流出深で決定する。

内径	深さ
150mm	0.3m < H < 1.5m
200mm	1.5m ≤ H < 2.0m
300mm	2.0m ≤ H

(オ) ドロップます

- 排水管の上流と下流の落差は、原則として排水計画（設計）により上流側のますの深さで調整するものとする。ただし、落差が著しい場合は、ドロップますを使用し、下部に大曲エルボ（VULL）を使用しなければならない。（90度エルボ（DL）の使用は推奨しない。）
- 段差点又は落差点においてはますを設置しなければならないことから、90° Y (DT) や 90° 大曲り Y (LT) (チーズ類) の使用は許容しない。

(カ) トラップます

悪臭防止等のためには器具トラップの設置が一般的であるが、次に該当する場合はトラップますを設置すること。なお、二重トラップとならないよう、衛生器具等の計画との調整を図ること。

- 既設の衛生器具等にトラップの取り付けが技術的に困難な場合
- 食堂、生鮮食料品取扱所等において、残渣物が下水に混入し、排水設備又は公共下水道に支障をきたす恐れがある場合

(キ) 分離ます

固体物・油脂・土砂・その他排水機能を妨げ、又は排水管を損傷する恐れのある物質を含む汚水を公共下水道へ排水する場合は、下水道施設の負荷を軽減する必要から分離ますを設置すること。

(3) 公共污水ますへの接続

屋外排水設備を公共污水ますへ接続する際は、次の内容に留意すること。

- 室内最終ます（公共污水ますの1つ上流）は、公共污水ますへの維持管理、周辺支障物排除の観点から、原則として100cm以上離して設置すること。
- 公共污水ますへの接続は、汚水の円滑な流下を確保するため管底を原則とする。例外的に穿孔機（ホールソー）による管底以外での接続を認めるが、その際は次の要件をすべて満たすこと。
  - ①  $\phi$  130 ホールソーを使用する（排水本管  $\phi$  100 の場合）
  - ② ホールソー受口を施工し、施工写真（接続部内外及び穿孔片）を提出する
  - ③ 内部に管が突き出してはならない
  - ④ 穿孔位置は流出方向に対し逆流する向きとなってはならない
  - ⑤ 穿孔位置は汚水が逆流する恐れのある高さで対向してはならない

- ⑥穿孔数の上限は2とする
  - ⑦複数穿孔する場合は、穿孔箇所同士の離隔を流入管径の2倍以上とする
  - ・既設の公共汚水ますへ排水設備を新たに接続する場合は、その健全性を事前に確認し「既設汚水ます使用確認書」を提出すること。なお、既設公共汚水ますへ既存の接続がなされている場合は、その使用の有無を確認し、不用な接続については適切に閉塞しなければならない。
  - ・
- (4) その他の注意事項
- ・屋外排水設備（排水本管及び排水枝管）において開口部となる箇所は、除害施設等の設備である場合を除き、全てますを設置しなければならない。

## 4 排水設備の設計

### (1) 排水設備の設計

排水設備の設計にあたっては、下水道法をはじめとする建築基準法等の関係法令、条例等で適正な排水設備の設置について規定しており、これらに基づいて設計しなければならない。また、現地の状況、下水の水質や水量等の調査検討を入念に行い、適切な構造、機能を有し、施工や維持管理が容易で、最も経済的な設備を設計するよう努めなければならない。設計は、屋内排水設備、屋外排水設備、私道排水設備で異なる点もあるが、通常は次の手順で行う。

- ・事前調査
- ・測量
- ・配管経路の設定
- ・流量計算
- ・排水管、ます等の決定
- ・施工方法の選定
- ・設計図の作成
- ・数量計算
- ・工事費の算定

### (2) 事前調査

#### ①一般的調査

- ・下水道認可区域及び下水道処理区域についての調査
- ・下水道本管の埋設深度、管種、管径並びに公共ますの有無及び位置、深度、構造等の調査
- ・他人の土地（私道、宅地）等を使用する場合その使用について承諾等の確認
- ・借家人及び借地人が排水設備を設置する場合の土地建物所有者の承諾の確認
- ・その他の個別状況により必要な調査

#### ②現地調査

- ・公共ます及び取付管の状況及びその健全性の確認
- ・既設排水設備（汚水管、雑排水管等）、便槽、浄化槽等の状況確認
- ・既設埋設管（ガス、水道管等）の敷設状況の確認
- ・構築物、樹木等の支障物となる恐れのあるものの有無
- ・その他の個別状況により必要な調査

### (3) 使用材料

排水設備に使用する材料は下記の規格品を使用するものとし、その他の材料につい

ても規格品メーカー等の指定品及び推奨品を用いること。なお、一度使用した材料は材質や強度・耐久性について的確な判断が困難なため、原則として再使用しないこと。

- ・日本産業規格（JIS）
- ・日本農林規格（JAS）
- ・日本水道協会規格（JWWA）
- ・日本下水道協会規格（JSWAS）
- ・空気調和・衛生工学会規格（SHASE）
- ・硬質塩化ビニル管・継手協会規格（AS）

#### （4）設計図

設計図は、位置図、平面図、縦断面図、配管立面図（勾配図）、その他施工に必要な図面を作成すること。なお、設計図に記入する記号等は「下水道排水設備指針と解説」（日本下水道協会）の例を参照すること。

##### ①位置図

申請箇所、公道、私道の別、目印となる付近の建物、町名、番地等を記入し、図面上部を北とし申請地を赤色線で囲むこと。

##### ②平面図

方位、建物の位置、公道、私道、隣地境界線、便所位置、屋内排水管、敷地内排水管、各種ます、各種衛生器具、その他排水装具類、管径、材質、配管延長、管路勾配等、下水道本管、取付管、公共ますを、線、記号、文字を用いて判別しやすいように記入すること。平面図の縮尺は1/100を標準とする。

##### ③縦断面図

排水管、污水ます等の屋外排水設備と公共ますを縦断的に図示し、管径、材質、配管延長、污水ますの内寸・深さ、地盤高、土被り、管底高、測点等を判別できるように記入すること。縮尺については平面図に準じる。

##### ④配管立面図

平面図や縦断面図では表現が困難である場合は、建物排水管、通気管、給水装置等の配管を空気調和・衛生工学会図示方式に準じて図示すること。また、縮尺は任意とする。

⑤阻集器、排水槽、ポンプ等がある場合は、その機能等製品仕様が確認できる資料を添付すること。

#### （5）他の注意事項

##### ①全般

- ・排水設備の設計は、可能な限り屈曲点、合流点等を少なく、単純な構造かつ最短の経路とし、設備の健全性及び汚水の円滑な排除に留意しなければならない。
- ・排水設備の材料及び副資材は、各メーカーの定める製品仕様に基づいて適切に選択、使用することとし、その性能を毀損するような加工を加えないこと。

- ・ 設計上の問題や疑義等が生じた場合は、必ず事前に協議書を提出し、その承認を得ること。

②図面等

- ・ 縦断面図の作図にあたり、地盤高の項目においては起点を 10.00 として表示し、また、土被り、管底高の項目においては便宜上管径を呼び径により、肉厚を無いものとして表示する。
- ・ 排水管の管径、勾配及びます径は、その起点から終点までの間どの地点においても下流側が上流側を下回ってはならず、原則として排水設備全体で統一した仕様にしなければならない。

③設備・排水等

- ・ 阻集器等の除害施設は原則として屋内に設置するものとするが、これによりがたい場合は、屋外に排水枝管として他の排水系統から独立して設置する。なお、その際は除害施設の流入、流出部の直近前後になりますを設けなければならない。また、雨水等の流入に留意し、防水対策を施さなければならない。
- ・ 下水道施設、排水設備等に高温の排水を排除する場合は、公的基準に基づき、設備への損害を防ぐため適切な措置を講じたうえで 45℃未満に減温した後に排除しなければならない。
- ・ 汚水は、屋内に設置された衛生器具等以外に開口部を持たない密閉された構造となったまま、屋内排水設備から屋外排水設備を経由し、公共下水道まで排除されなければならない（ます蓋を除く）。このことから、原則として屋外に設置する衛生器具等は排水設備に接続してはならない。ただし、屋外の足洗場、手洗場、シンク、洗濯機等を排水設備へ接続する必要がある場合は、雨水の流入を確実に防ぐ屋根及び壁等を有する恒久的な構造物を設置しなければならない。なお、屋外の洗場についてはその用途から、砂礫等の異物が流入するため、直近下流に他の排水系統から独立した適切な除害施設（サンドトラップ、泥溜ます等）を設置すること。
- ・ 温度変化に伴う凝結水等については、原則雨水として排除すること。ただし、その量が僅少で建物等の都合により雨水として排除し難い場合は、汚水としての排除を許容する。なお、排水設備へ接続する場合は汚水として取扱うこととし、その基準を確実に満たすこと。
- ・ 水質汚濁防止法の規制対象となる有害物質及び生活環境項目（油脂類、菌類等）を含む場合は、適切な除害施設（排水処理槽等）を設置し、その処理水を汚水として排出すること。
- ・ 屋外排水設備の一部として排水ポンプを設置する場合は、公共污水ますより上流にポンプ排水の着水ますを設置すること。

④申請・権利等

- ・ 名義の異なる土地建物の排水のために設置された公共污水ます及び排水設備に、自己の排水設備を接続して下水を排除しようとする行為は、当該土地建物の譲渡等に伴う諸権利義務の移譲等、将来に渡る諸問題の要因となる恐れがあるため、これを許容しない。

## ⑤集合住宅の排水人口

- ・集合住宅の排水人口については、3.5人/戸を標準として設計すること。なお、1戸あたりの専有面積が特定できる場合は次表を参考にすることができる。また、排水人口を特定できる場合はそれによることができる。

表1 集合住宅の排水人口算定基準

住居種別	想定住戸面積 (m <sup>2</sup> /戸)	想定世帯人数 (人/戸)
1K、1R等	25未満	1.5
1DK、1LDK、2K等	25～45程度	2.5
2DK、2LDK、3K等	45～65程度	3.5
3DK、3LDK等	65～85程度	4.5
上記以上	上記以上	5.5以上

## 5 排水設備の工事

### (1) 排水設備の施工

排水設備の施工にあたっては、その排水計画において設計した内容を、確実かつ適切に実施しなければならない。

なお、本項では主として完了検査の対象となる屋外排水設備に関して定めることとし、屋内排水設備及び私道排水設備に関する内容については割愛する。

#### ①排水管の施工

##### (ア) 堀削

- ・ 堀削箇所の土質・深さ及び作業現場の状況に応じて土留めを設置すること。
- ・ 堀削は、堀削深さ及び作業現場の状況に適した方法で行うこと。
- ・ 堀削は、やり方等を用いて所定の深さに、不陸のないよう直線状に行うこと。
- ・ 堀削幅は、管径及び堀削深に応じたものとすること。
- ・ 堀削底面は掘り過ぎに注意し、管の勾配に合わせて丁寧に仕上げること。
- ・ 施工基面は、基面整正を行い十分に転圧すること。
- ・ 埋戻しに使用しない残土は、適切に処理すること。

##### (イ) 管基礎

- ・ 管保護のため、基礎は山砂 50mm 以上として十分に転圧すること。なお、湧水等の不良地盤の場合は、管保護を講じたうえで碎石（粒径 20mm 以下）基礎とし、管の支持力確保、不等沈下等の対処とすること。

##### (ウ) 管布設

- ・ 排水管は管受口を上流に向けて、受口内面及び差し口外面を清掃した後、管の中心線、勾配をやり方に合わせて正確に保ち、接着剤等を用いて下流から上流に向って布設すること。また、必要に応じて仮固定材を使用する。なお、挿入の際は、てこ棒や押入器で所定の位置まで挿入すること。
- ・ 構築物等を貫通する排水管には、貫通部分に配管スリーブを設けるなど、管の損傷防止のための処置を講ずること。
- ・ 車路、駐車場、土被りの浅い箇所、その他荷重のかかる箇所では、排水管に補強を施すこと。
- ・ 水道管、建物、工作物、樹木、その他地中埋設物との水平離隔を 30cm 以上確保することとし、水道管との離隔については水道事業管理者の定める基準についても確実に満たすこと。なお、これによりがたい場合は、緩衝材を施す等、管保護に適切な処置を講じること。

##### (エ) 埋戻し

- ・ 管の保護のため、管の側部及び上部 100mm 以上を山砂とすること。
- ・ 管の滑動、損傷等を起こさないよう注意し、何層かに分けて左右均等に入念に転圧すること。
- ・ 不等沈下の防止のため、埋戻しには石やガラ等の固形物が混入していない良質土等を使用すること。
- ・ ます及び掃除口等にふた又はキャップ等を仮に架し、埋戻し土が管路内に侵入するのを防止すること。

## ②ますの施工

ますの施工については、次の事項に留意して施工すること。

- ・汚水ますは雨水の流入を防ぐため、地表面より低くならないように注意する。
- ・ます保護のため、ます基礎は山砂 50mm 以上として十分に転圧する。なお、湧水等の不良地盤の場合は、碎石（粒径 20mm 以下）基礎としてますの支持力確保、不等沈下に対処し、併せて底板を使用してます保護及び不陸整正とする。
- ・プラスチックます（塩化ビニール製ます、ポリプロピレン製ます等）の接続及びますと排水管との接続は、専用の接着剤等を用いて水密性を確保し、はみ出した接着剤は平らに仕上げること。
- ・ゴム輪受口等に挿入する排水管は、適切に切断し、滑剤を十分に用いて真っすぐに挿入すること。なお、挿入の際はゴム輪や異物の咬み込みに十分注意すること。
- ・汚ます底部には、接続管の内径に応じた平滑なインバートを設けること。
- ・流下方向を確認し、水平に設置すること。

## （2）浄化槽の廃止

浄化槽の廃止に関する処置については、次の事項に留意して施工すること。

- ・浄化槽は、衛生上の問題や、雨水、湧水等の滞留が無いように処置すること。
- ・浄化槽は、浄化槽法に規定される浄化槽清掃業の許可を受けた業者による汚泥、スカム等を完全に汲み取り、清掃、消毒等の最終清掃を実施した後、原則として撤去する。撤去できない場合は、各槽の底部を数箇所開孔又は破壊し、良質土で埋戻して沈下しないように十分転圧すること。
- ・浄化槽用の既設排水管の再使用は推奨しないが、これを再使用する場合は、その使用範囲を明確にし、汚水、雨水を完全に分離したうえで、排水設備としての要件を確実に満たすよう改修すること。
- ・浄化槽への流入・流出管で不要なものは撤去し、管口を閉塞すること。なお、再使用する排水管の清掃等は、浄化槽と同時に行うこと。
- ・撤去した汚物、汚泥、スカム等及び洗浄水などは、法令等で定められた手順に基づき、処理施設に搬出して処理すること。

## （3）写真管理

完了届に添付する写真類は、検査実施時において目視確認の出来ない地中に埋設された排水設備等の敷設に関する施工状況を適切に把握し、検査の実施及び認定、ひいては申請者の財産保全に資するために提出を求めるものとする。

なお、撮影要点に遺漏がある場合は、検査時に目視確認を実施するため、現地での試掘を求めることがある。

### ①撮影要点

屋外排水設備に関する施工状況の全容について適切に把握するため、その管路について管長 12m 毎に次の内容を撮影して提出すること。

ただし、排水本管及び枝管における合流点、屈曲点、落差点、段差点及び公共污水ますへの接続状況は、距離にかかわらず個別にその状況を撮影して提出すること。

- ・ 着工前
- ・ 床掘状況
- ・ 基礎砂 50mm 以上、保護砂 100mm 以上の敷設状況（寸法表示）
- ・ 基礎砂、保護砂及び埋戻し等の転圧状況
- ・ 管及びます等の敷設状況
- ・ 落差点（ドロップます）の施工状況
- ・ 公共污水ますへの接続状況（穿孔片の回収、受口施工、閉塞）
- ・ 竣工

## ②提出要領

施工状況を撮影した写真類は、完了届の補助資料とするため写真台帳として調製し、完了届と併せて提出すること。

なお、提出にあたっては、図面等と容易に照合できるよう、施工箇所や時系列等を整理し、撮影内容の説明（施工箇所、使用材料、寸法等）を明確に記載すること。

## （4） その他の注意事項

- ・ 排水設備を公共污水ますへ接続する行為は、公共施設である下水道の構造変更を伴うものであり、申請書の提出から完了検査を終了するまでの間においては、その施工者である指定工事店の管理下にある。そのため、排水設備に限らず、その接続先である公共污水ます及びその取付管についても、指定工事店の責任において適切に管理、保全しなければならない。
- ・ 施工上の問題や疑義等が生じた場合は、必ず事前に協議書を提出し、その承認を得ること。

## 6 排水設備工事の検査

### (1) 排水設備工事完了届の提出及び完了検査の申請

- ・申請者及び指定工事店は、工事完了日より 5 日以内に排水設備工事完了届を町長に提出し、併せて完了検査を申請して検査を受けること。
- ・完了検査は、必ず下水道の使用開始前（入居前等）に受検することとし、指定工事店は検査の実施について、申請者及び建築会社等と調整すること。なお、使用開始後の検査は、益城町下水道条例第 36 条に該当する行為として、行政処分とする場合がある。
- ・指定工事店は検査に先だって、工事箇所の再確認及び清掃を行い、検査時に支障となる物などの撤去等を行うこと。
- ・指定工事店は、必ず工事を担当した責任技術者を立ち会わせ、検査を受けなければならぬ。また、申請者及び建築会社等が立ち会うことについても配慮しなければならない。
- ・指定工事店は、鏡、懐中電灯、巻尺等検査に必要なものを準備すること。

### (2) 完了検査の要領

完了検査は提出書類及び現地について実施することとし、対象は次のとおりとする。なお、指定工事店は、検査の実施のために必要となる土地や建物への立ち入りについて、あらかじめ申請者、居住者等の承諾を得ること。

#### ①検査対象

検査対象は原則として屋外排水設備（排水主管、排水枝管、污水ます）及び公共汚水ますとする。

ただし、床下集合排水システムが設置されている場合など、町長が屋内排水設備の検査が必要と判断する場合は、併せて検査を行う。

#### ②検査要領

完了検査の主な要領は、後述の表 1 及び表 2 のとおりとする。

### (3) 検査結果の通知

- ・完了検査の結果は検査終了後に指定工事店に通知し、検査済証を交付する。
- ・完了検査において不適合となったものは 14 日以内に修正し再検査を受けること。なお、不適合の場合はその結果等を申請者等へ通知する場合がある。

[表1 書類検査要領]

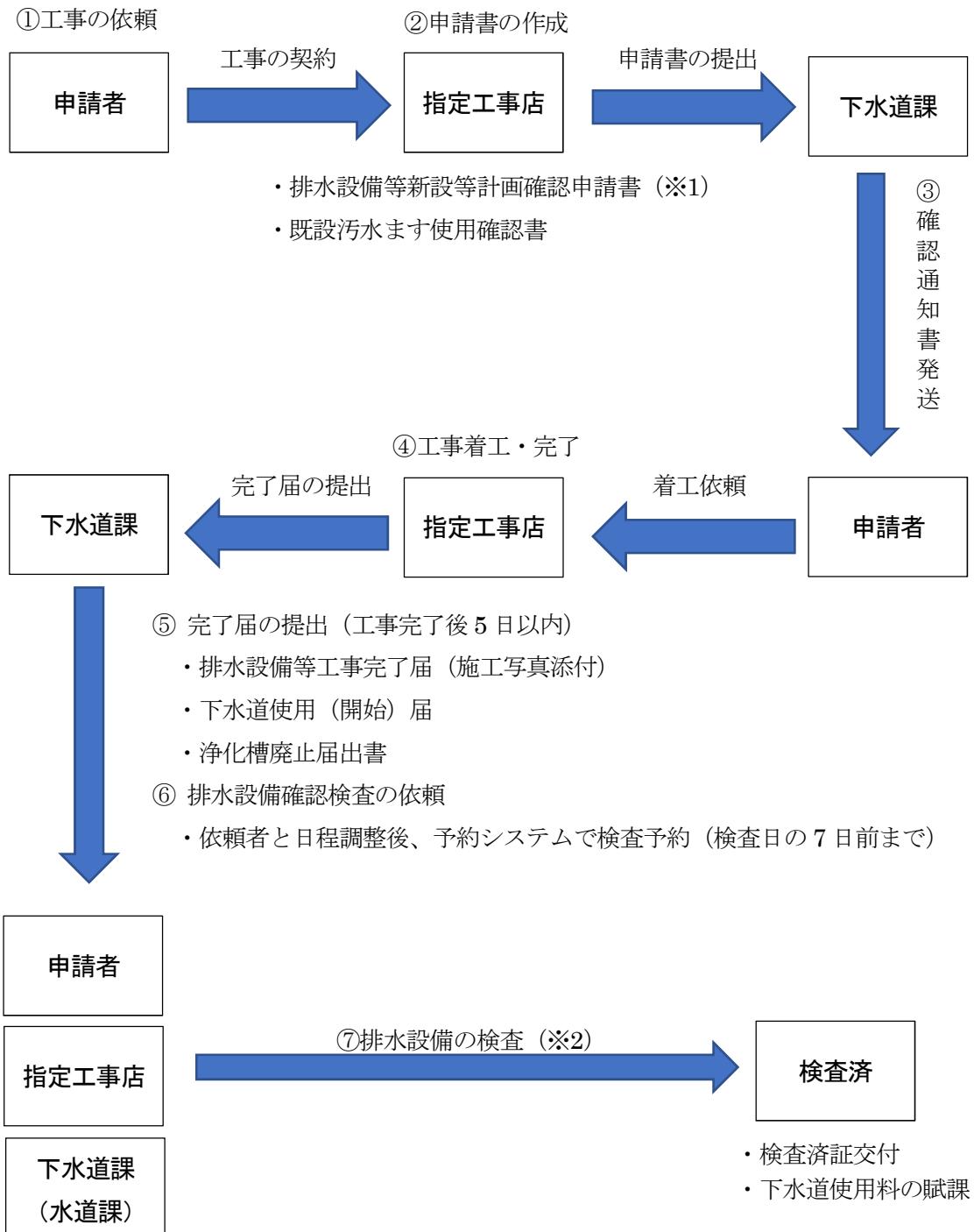
検査項目	検査内容
完了届	工事完了後5日以内、現地検査実施3営業日前までに提出されたか。 また、検査予約は適切に申請されたか。
	申請書、添付書類等との内容に著しい相違が無いか。
	排水計画（勾配、土被り等）は適切か。
	汚水排水系統（排便管）の合流点は45度段差付ますとなっているか。
	汚水排水系統の合流点は段差付ますとなっているか。
	公共ますの流入流出差が35cmを下回っていないか。（管底接続を除く）
	ドロップますの流入流出差が31cmを下回っていないか。
写真類	工事の要点及び全容が容易に把握できるか。また、内容に不足が無いか。
	管及びますの保護（山砂敷設等）は適切か。
	公共ますと排水設備との接続は適切か。（外部、穿孔片等）
その他	除害施設、排水ヘッダ等設備の資料が添付されているか。
	個別事情がある場合は協議書を提出し、承認を受けているか。
	上記以外に検査員が必要と判断する内容。

[表2 現地検査要領]

検査項目	検査内容
全般	完了届の内容と現地状況に著しい相違が無いか。
	排水設備及び公共ますの周囲に支障物が無いか。
	排水設備及び公共ますの内部に滯水や異物が無いか。
排水管	勾配は適切か。（2/100以上）
	土被り（20cm以上）等、管保護の状況は適切か。
	排水枝管は100cm以内で、適切な保護があるか。
污水ます	ます蓋の選択は適切か。（鉄蓋、防護蓋）
	ます、ます蓋の施工は適切か。（沈下、傾斜、ガタつき等）
	污水、雑排水が誤接続されていないか。
	汚水排水系統（排便管）の合流点は45度段差付ますとなっているか。
	汚水排水系統の合流点は段差付ますとなっているか。
公共ます	ます蓋は防護蓋となっているか。
	公共ますと排水設備との接続は適切か。（内部、突き出し等）
その他	既存不適合設備（旧規格の公共ます等）を使用して無いか。
	排水ヘッダ等がある場合は適切な位置に設置されているか。
	店舗等においては、除害施設（グリストラップ等）が適切に設置されているか。
	屋外の洗場等は、雨水が流入しない構造となっているか。（屋根等があるか）
	個別事情がある場合は協議書を提出し、承認を受けているか。
	上記以外に検査員が必要と判断する内容。

## 7 排水設備工事の申請手順

### (1) 申請手順



※1 新築及び改築の場合は、建築確認申請書（写）を添付すること。

※2 基準不備や施工不良の場合は、指定工事店に工事の修正を指示する。

## (2) 注意点

### ①申請書類の作成・提出について

- 排水設備工事確認申請書、完了届等提出書類は、必ず本人の自署及び押印とすること。
- 土地建物の一方又は両方が共有名義の場合や、建築確認申請書等が連名となっている場合は、排水設備工事確認申請書も連名で提出すること。
- 益城町下水道法第 16 条に関する指導要綱に基づく下水道施設工事承認申請書と、排水設備等新設等計画確認申請書を、併せて提出する場合は既設汚水ますの使用確認書の提出を省略することができる。
- 申請書と完了届の同時提出は無届工事に該当するため、これを許容しない。

### ②工事の期間及び完了手続について

- 排水設備確認申請書提出後 4 ヶ月以内に工事完了すること。ただし、指定工事店の責に帰さない事由により期日を超過することとなる場合は、速やかに連絡すること。
- 完了届は工事完了から 5 日以内に提出しなければならない。
- 完了届に添付する施工写真について、要点を確実に提出すること。（巻末資料参照）

### ③使用料等について

- 完了届の提出及び完了検査の実施が遅延し、申請者の入居等による下水道の使用が生じ、又はその恐れがある場合における下水道使用料については、一時使用料（550 円/m<sup>3</sup>）として指定工事店に賦課する。なお、算定の基礎となる使用水量は、町の認定によるものとする。
- 用水の種別（上水、井戸、併用など）及び使用人数は正確に記載すること。特に井戸水使用の場合は使用人数により使用料を算定するので誤記に注意すること。

### ④設計・施工の品質確保について

- 確認申請時及び完了届提出時の設計図面では基準値を適切に満たすよう記載してあるが、完了検査時には基準値を満たさない事例が散見される。設置基準外となる恐れがある場合は必ず事前に協議すること。なお、協議書に基づく承認の無い基準外施工は改修を指示する。

## II 公共污水ますに関する基準等

### (1) 総則

公共污水ますの設置に関し、益城町下水道法第 16 条に関する指導要綱（令和 7 年告示第 420 号）、及び益城町公共下水道公共污水ます設置要綱（昭和 63 年告示第 8 号）の規定、並びに次の設置基準に基づいて適切に実施すること。

#### 益城町公共下水道公共污水ます設置要綱（昭和 63 年告示第 8 号）抜粋要約

- ① 公共污水ますを設置、移設、増設する場合は、益城町下水道条例（平成 5 年益城町条例第 13 号）第 10 条に定めるところにより、申請者の費用負担とし、設計、施工等の基準その他必要な事項について、町の指導及び検査を受けなければならない。
- ② 公共污水ますの設置数は、区画に 1 個とする。ただし、同一区画内で独立した生計を営む住宅が複数あるときは、建物ごとに 1 個とする。
- ③ 公共污水ますは、官民境界及び道路境界からおおむね 0.5 メートル以内の民有地内に設置する。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項から第 6 項までの規定により道路とみなす部分（セットバック）には公共污水ますを設置してはならない。
- ④ 公共ますの上部及び周辺には、建物、工作物、樹木、埋設物等その他維持管理等の支障となるものを設置してはならない。
- ⑤ 公共污水ますは、検査完了後、町に帰属し、維持管理は原則として町が行う。ただし、完了検査の未実施、検査において公共污水ますの仕様等の要件が町の基準に適合しないことが確認された場合等は、町による維持管理の対象とならない污水ます（申請者管理）として取り扱う。

### (2) 設置基準

#### ① 技術的事項

- ・ 設置基準、使用材料については町が別途定める取付管敷設標準図のとおりとし、材料及び器具等の指定については排水設備、下水道本管の基準に準じる。なお、指定外となる材料及び器具等の使用については、これを許容しない。
- ・ 標準仕様は、深さ 1000mm～1500mm 程度、ます内径  $\phi$  200mm、取付管径  $\phi$  100mm、段差付三方指向合流ますとし、ます蓋は鋳鉄製防護蓋とする。
- ・ ます蓋の天端は、蓋への滯水及び内部への土砂雨水等の侵入を防ぐため、地表面を下回ってはならない。また、人及び車両等の通行の無い場所に設置する場合は、地中埋没による遺失を防ぐため、地表面より高く設置しなければならない。なお、傾斜地に設置する場合においては、その傾斜角度と蓋の設置角度との整合に十分留意することとし、これによりがたい場合は蓋を地表面より高くしなければならない。
- ・ 公共污水ますの内径は、宅内最終ますより大きいものを使用すること。
- ・ 公共污水ます及びその取付管の設置については、水道管等他の地中埋設物との水平離隔を 300mm 以上とすること。

- 支管は下水道本管の流下方向に対して水平方向に 90 度の角度で設置し、逆流する向きとなってはならない。また、その取付管を宅地内まで水平方向に屈曲せずに引き込み、公共污水ますへ接続しなければならない。
- 使用する自在支管及び自在曲管については、施設の耐震性等に資するため、十分な可動域を保持したまま設置しなければならない。また、自在部において角度を浅くする向きとなる施工（逆折れ）は、排水滞留を生じることとなるので、これを許容しない。
- 取付管の埋め戻しについては山砂を基礎 100mm、保護 300mm 以上敷設のうえ、管上 600mm の位置に埋設管明示テープを敷設し、土被りを 800mm 以上とすること。なお、湧水等の不良地盤の場合は、管保護を講じたうえで碎石（粒径 20mm 以下）基礎とし、管の支持力確保、不等沈下等の対処とすること。
- 下水道本管への穿孔は穿孔機（ホールソー等）を使用することとし、それ以外は下水道本管の破壊行為とみなし、これを許容しない。
- 下水道本管への穿孔は各種指針及びメーカー設定値に基づいた適切な穿孔径を選択（取付管径  $\phi$  100mm の場合は穿孔径  $\phi$  120mm 指定）し、管頂から左右 60 度以内、かつ穿孔下限を水平以上とする。なお、穿孔径が過大なものや、水平を下回って穿孔、割損したものは下水道本管の破壊行為とみなし、これを許容しない。
- 下水道本管への穿孔は、管頂から汚水を排除する側へ向けた位置へ穿孔するものとし、管頂から対向側へ向けて穿孔してはならない。
- 下水道本管（ $\phi$  150mm の場合）への穿孔位置は、マンホール軸体から 100cm 以上、他の支管接続部や下水道本管の継手等の支障物から 60cm 以上、それぞれ離隔を確保すること。
- 集合住宅等で多量の排水を見込む場合（15 戸以上 15 戸毎、又は、第 4 章の基準で算定した排水人口 50 人以上 50 人毎）においては、その排水計画について事前に協議することとし、公共污水ますの容量、及びその個数等について適宜拡充すること。

## ②その他の注意事項

- 公共污水ます及びその取付管の設置工事において、材料検収及び立会検査を実施するため、下水道本管が露出した状態（穿孔前）で検査員への立会を求めるこ。
- 敷地外の既設污水ます（I 型マンホールなどの路上污水ます）や現在の標準仕様でない污水ます（旧規格ます）は不明水流入や施設維持管理等の観点から「既存不適合」として取り扱っており、これらの設備を公共污水ますとみなしての排水接続は、これを許容しない。そのため、建物の新築、改築、浄化槽廃止等の理由を問わず、排水設備の設置、改修等の工事を行う場合は、敷地内に標準仕様に適合する公共污水ますを新たに設置し、当該工事と併せた不適合部分（旧規格ます、路上污水ます等）の改修を申請者において実施しなければならない。なお、不適合部分の撤去費は、公共工事積算基準等に基づき算定した金額を上限として町で負担するが、標準仕様に適合する公共污水ますの設置費用については、要綱の規定に基づき、申請者の負担となる。
- 設計、施工上の問題や疑義等が生じた場合は、必ず事前に協議書を提出し、その承認を得ること。

### III 提出書類

#### 1 申請書等提出書類一覧及び記載例

記載例及び注意事項に留意し、記入漏れ等のないように作成してください。

##### (1) 様式

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| ・排水設備等新設等計画確認申請書     | 様式第1号（条例第7条、施行規則第6条）    |
| ・排水設備等工事完了届          | 様式第4号（条例第13条、施行規則第6条）   |
| ・下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届 | 様式第19号（条例第21条、施行規則第29条） |
| ・浄化槽廃止届出書            | 別記第7号様式                 |

##### (2) 添付書類

###### ①確認申請提出時

- ・位置図
- ・公図
- ・土地建物の登記事項証明書（全部事項又は現在事項）
- ・建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証
- ・既設汚水ます使用確認書

###### ②完了届提出時

- ・工事施工写真
- ・除害施設、排水ヘッダ等の製品仕様書等

様式第1号(条例第7条、施行規則第5条関係)

合議	主管課長	係長	係員
下水道課			

受付	年月日	整理番号
確認	年月日	

## 排水設備等新設等計画確認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

益城町長

様

〒861-2295

住所 上益城郡益城町宮園702

氏名 益城 太郎 

電話番号 096 (123) 4567

排水設備等新設等計画の確認を、下記のとおり申請します。

なお、この排水設備等新設等工事について、利害関係者との間に紛争又は事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。

設置場所 益城町大字 宮園702 番地 5 号 建物の名称(アパートなどはその名称を記入)

使用者 住所 上益城郡益城町宮園702-5 氏名 益城 花子 

他人の土地、家屋又は排水設備を使用する場合の承諾印 住所 熊本市手取本町1-1  
氏名 熊本 二郎 

工事の種別 新設・増設・改築  新設内の内訳  新築・水洗・汲取り  
※いずれかに○印

建物の用途 住宅・店舗・店舗併用住宅・会社・アパート・借家・その他( )  
※いずれかに○印

戸数世帯数 1 戸 1 世帯 排水入口  ※申請時の居住人数を記入

工事の予定期間 〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日

用水の種別 水道水・井戸水・併用  
※いずれかに○印

添付書類 1位置図 2平面図 3縦断図  
4構造図 5確認申請書(建築物)の写し(第1~3面)

助成金申請 あり・なし 公共汚水樹  新設・既設  
※いずれかに○印

施工者 住所 上益城郡益城町木山1-1 排水設備工事 住所 上益城郡益城町木山1-1  
氏名 木山設備工業  責任技術者 氏名 木山 三郎   
※ゴム印でも可

受益者負担金納付 納付済・分割中・納期前 負担金確認者

供用開始年月日 年 月 日 申請書確認者

- (注) 1. 申請にあたっては、受益者負担金を納付していること。  
2. 受益者負担金納期前(4月から6月)の申請にあたっては、第1期納期(7月)到来後速やかに納付すること。

工事明細書							
衛生器具取付工事	名 称	形 状 尺 法	數 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	洋便器	ABC-1234	1	式	00,000	00,000	
	※新しく衛生器具類を付けた場合は メーカー名称をできるだけ詳しく記入						
排水設備工事	便槽処理	浄化槽(5人槽)	1	式	00,000	00,000	
①	小計					00,000	
排水設備工事	汚水管	φ=(100VU管)	18.61	m	0,000	0,000	
	"	φ=( 管)		m			小数点以下2位まで記入
	"	φ=( 管)		m			
中間マス	90L 100-150	3	個		0,000	0,000	
"	90Y 100-150	1	個				マスの種類ごとに記入
"	90Y 100×75-150	2	個		0,000	0,000	
②	小計					00,000	
③	付帯工	コンクリート復旧	1	式		00,000	
④	工事費計	①+②+③				000,000	
⑤	消費税	④×5%				0,000	
⑥	合計	④+⑤				¥000,000	

※見積書の内容を正確に記入すること

### 〔既設の排水設備の利用について〕

既設管利用	する・しない	既設樹利用	する・しない
※いずれかに○印		※いずれかに○印	

以上の事柄について問題を生じた場合は、一切私の責任において処理します。

※既設管、既設樹のいずれかに○印があれば、申請者の同意が必要

〇〇年〇〇月〇〇日

また、双方とも○印であれば不要

※必ず申請者本人が記入 氏名 益城 太郎 

### ※注意事項

工事完了後、完了届に管布設状況写真(12mに1ヶ所)及び出来形図面を添付し、提出する事。

※下水道課記入

様式第4号（条例第13条、施行規則第6条関係）

合議	主管課長	係長	係員
下水道課			

〇〇年〇〇月〇〇日

## 排水設備等工事完了届

益城町長 様

〒861-2295

住所 上益城郡益城町宮園702

申請者

氏名 益城 太郎 (印)

(水道名義人) 益城 花子 (印)

排水設備等の工事が完了しましたのでお届けします。

1 許可年月日 番号	年 月 日	整理番号	
2 設置場所	益城町大字 宮園702 番地 5号 建物の名称（アパートなどはその名称を記入）		
3 工事の種別 ※いずれかに○印	新設	増設	改築
4 用水の種別 ※いずれかに○印	水道水	井戸水	併用
5 工事の期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日		
6 施工者	住所 上益城郡益城町木山1-1 氏名 木山設備工業 (印)		
7 排水設備工事 責任技術者	住所 上益城郡益城町木山1-1 氏名 木山 三郎 (印)		
8 給水施工者	住所 氏名	※給水実施した場合のみ記入 (印)	

上記届に基づく検査結果は、下記のとおりでした。

検査結果				課長	係長	係員
検査事項						
	水道メーター指針		m			
	水栓番号		-			
検査員		井戸メーター指針	m			
検査年月日	年 月 日	水栓番号	-			

※下水道課記入欄

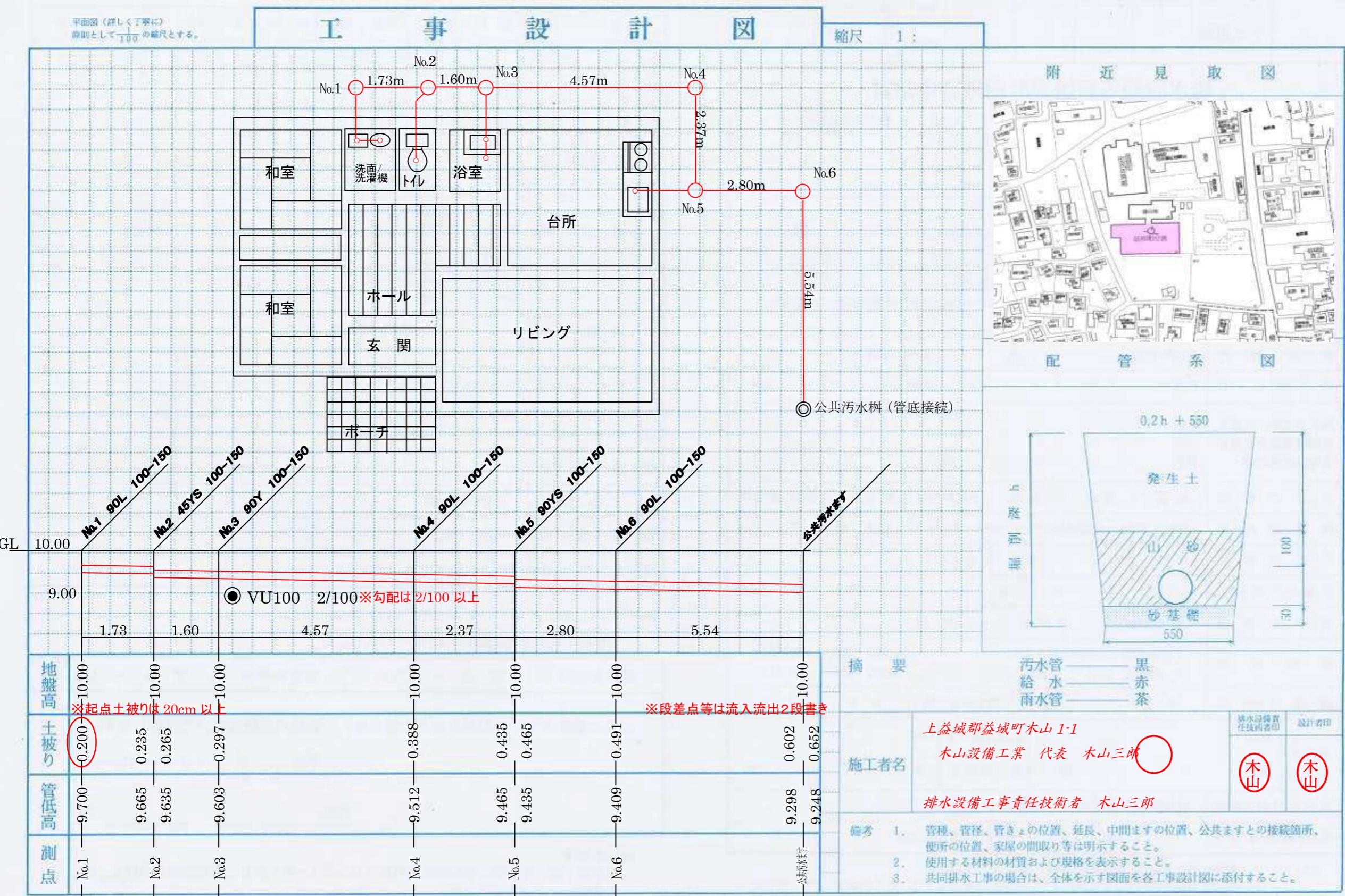
## 工事実績明細書

名 称	形 状 尺 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
衛生器具取付工事	洋便器 ABC-1234	1	式	00,000	00,000	
便槽処理	浄化槽(5人槽)	1	式	00,000	00,000	
① 小計					00,000	
排水設備工事	汚水管 $\phi=(100VU\text{管})$	19	m	0,000	0,000	
	" $\phi=(\text{管})$		m			
	" $\phi=(\text{管})$		m			
中間マス	90L 100-150	3	個	0,000	0,000	
"	90Y 100-150	1	個			
"	90Y 100×75-150	2	個	0,000	0,000	
② 小計					00,000	
③ 付帯工	コンクリート復旧	1	式		00,000	
④ 工事費計	①+②+③				000,000	
⑤ 消費税	④×5%				0,000	
⑥ 合計	④+⑤				¥000,000	

## 宅内排水設備検査調書

検査内容			
	計画	検査	
配管延長			
污水樹			
浄化槽処理	水洗・汲取り	衛生器具等	有・無
本人立合い	有・無	検査員	

※下水道課記入欄



様式第19号 (条例第21条、施行規則第29条関係)

合議	主管課長	係長	係員	確認番号
下水道				

○○年○○月○○日

下水道使用 開始・休止届  
廃止・再開

益城町長

様

住所 益城町宮園702

届出人 氏名又  
は名称 益城太郎 (益城印)

(法人にあっては代表者名連記)

電話番号 096(123)4567

下記のとおり、下水道の使用を開始・休止・廃止・再開しますので、益城町下水道条例第21条の規定により、お届けします。

設置場所		益城町大字 宮園702-5 番地
使用者	住所	益城町宮園702-5
	氏名	益城花子
使用開始年月日	年 月 日	
休止・廃止・再開年月日	年 月 日	
用水の種別 ※いずれかに○印	1 A 水道水 2 A 専用 3 A 電力 HP B 井戸水 B 共用 B C 併用水 (3は井戸水使用者のみ記入してください)	
使用目的 ※いずれかに○印	一般家庭用 浴場営業用 臨時用 その他( )	
使用人数	○人 ※原則として住民票記載人数	
調査事項		

別記第7号様式

## 淨化槽廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事

様

届出者 住所 益城町宮園702

氏名又は名称 益城太郎

益城印

法人にあっては

代表者の氏名

印

浄化槽を廃止したので、熊本県浄化槽法施行細則第5条の規定により届け出ます。

浄化槽の規模	〇〇人槽
設置場所	上益城郡益城町大字 宮園702-5 番地
設置の届出の年月日	平成 年 月 日
廃止年月日	平成 年 月 日
廃止の理由	公共下水道へ切替の為。

※浄化槽廃止作業（最終清掃）の写真を添付すること

## V 指定工事店

### 1 指定工事店の登録

#### (1) 指定及び登録手数料

- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| ①指定期間    | 指定日より 5 年とする。ただし年度途中の登録の場合は短縮される。  |
| ②指定日     | 4 月 1 日とする。ただし年度途中の登録の場合は指定通知日とする。 |
| ③指定期間満了日 | 3 月 31 日とする。                       |
| ④登録手数料   | 10,000 円                           |

#### (2) 指定工事店登録条件

- ①益城町登録の責任技術者が 1 名以上選任していること。
- ②工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- ③熊本県内に店舗(事務所)を有すること。

#### (3) 遵守事項及び責任

- ①店舗の移転若しくは責任技術者の変更その他重要な異動があったときは、その都度異動届(様式第 14 号)により届出なければならない。
- ②指定証を店舗の見やすい場所に掲示しなければならない。
- ③工事の依頼を受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- ④工事は責任技術者の管理の下において行わなければならない。
- ⑤名義を他の第三者に貸してはならない。
- ⑥請け負った工事を他の第三者に一括下請けさせてはならない。
- ⑦工事完了検査の結果、不良と認められる箇所については、指定する期間内にこれを改修しなければならない。
- ⑧検査に合格した後でも 1 年以内において自己の工事に係わる排水設備に故障を生じたときは無償でこれを修理しなければならない。ただし、不可抗力又は使用者の責に起因するときはこのかぎりではない。

※これらの遵守事項に違反した場合、指定停止等の処分対象となることがある。

#### (4) 申請手続き

##### ① 様式

- ・排水設備指定工事店(新規・継続)指定申請書 様式第 9 号
- ・店舗の平面図及び付近見取図 様式第 10 号
- ・選任する責任技術者の名簿 様式第 11 号
- ・排水設備指定工事店異動届 様式第 14 号

##### ② 添付書類

- ・代表者の住民票または在留カードもしくは特別永住者証明書の写し
- ・代表者の身分証明書
- ・代表者の経歴書
- ・代表者が被保佐人登録されていないことの証明書
- ・商業登記簿謄本及び定款の写し
- ・店舗の外観及び内部の状態がわかる写真
- ・排水設備工事責任技術者証の写し及び雇用関係を証明できる書類
- ・工事に必要な設備及び器材を有していることを証明する書類

様式第9号（条例第8条、施行規則第17条、第18条関係）

年　月　日

排水設備指定工事店 新規 指定申請書  
継続

益城町長 様

申請者氏名

印

排水設備指定工事店の指定の登録を、下記のとおり申請します。

記

排水設備指定工事店名			
代表者	住 所	電話番号	( )
	氏 名	印	
店舗所在地		電話番号	( )

（添付書類）

- 1 工事業者（法人にあっては代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないことを証する書類
- 2 個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録済証明書、経歴書
- 3 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類
- 4 選任する責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し
- 5 店舗の平面図及び付近見取図並びに写真（様式第10号）
- 6 選任する責任技術者の名簿（様式第11号）及び雇用関係を証する書類
- 7 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類

様式第10号（条例第8条、施行規則第17条、第18条関係）

平　面　図	店舗の平面図及び付近見取図	
	面積	m <sup>2</sup>
付近見取図		

- (注) 1 店舗の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚  
2 平面図は、間口及び奥行の寸法等を記入すること  
3 付近見取図は、主な目標を入れてわかりやすく記入すること

年 月 日

選任する責任技術者の名簿

指 定 番 号 第 号

店 舗 所 在 地

排水設備指定工事店名

代 表 者 氏 名 印  
電話番号 ( )

排水設備工事 責任技術者名	住 所	登 錄 番 号	摘 要
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	

(添付書類)

- 1 排水設備工事責任技術者証の写し
- 2 選任を確認できる書類の写し（雇用関係を証明できるもの）

年　　月　　日

排水設備指定工事店異動届

益城町長 様

指定番号 第 号

排水設備指  
定工事店名

代表者氏名 印

排水設備指定工事店の登録内容に異動が生じましたので、下記の通りお届けします。

記

異動事項	新	旧
排水設備指定工事店名		
氏名（代表者）		
責任技術者の変更		
住居表示の変更		
電話番号の変更		
店舗移転		

(添付書類)

指定工事店名………商業登記簿謄本（法人）、排水設備指定工事店証、選任者の排水設備工事責任技術者証

氏名（代表者）………商業登記簿謄本（法人）、排水設備指定工事店証、経歴書、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないことを証する書類

責任技術者の変更…選任者の排水設備工事責任技術者証

住居表示の変更………住民票の写し又は住居表示変更通知書（商業登記簿謄本でも可）排水設備指定工事店証

店舗移転………店舗の平面図、付近見取図及び写真、商業登記簿謄本（法人）、排水設備指定工事店証、固定資産物件証明証（建物登記簿謄本でも可）又は賃貸契約書の写し

### 3 指定工事店等に対する罰則及び処分基準

本項は、関連条例及び要綱の抜粋要約であるため、詳細は必ず原文を確認すること。

#### (1) 益城町下水道条例及び益城町排水設備指定工事店の処分に関する要綱

①下記の内容に該当する行為が認められた場合は5万円以下の過料を科し、併せて指定停止等の処分に処する。

- ・ 指定工事店以外のものが排水設備等について施工したとき。(無資格工事)
- ・ 排水設備確認申請書の未提出等により、確認通知の受領前に着工したとき。(無届工事)
- ・ 無届工事に関する是正の指示等について、期日までに対応の無いとき。
- ・ 工事完了後 5 日以内に完了届を提出しないとき。(工事完了届の遅延)
- ・ 排水設備等の構造等に関する改善指示等について、期日までに対応の無いとき。
- ・ グリストラップ等除害施設の設置を怠ったとき。
- ・ 各種提出書類等の内容に不実の記載があるとき。

②下記の内容に該当する行為が認められた場合は指定停止等の処分に処する。

- ・ 排水設備等の工事等において、第三者の委託又は請負としたとき。(下請の禁止)
- ・ 排水設備等の工事等において、第三者が施工したものを行ったものとして届出たとき。

(名義貸し等の禁止)

- ・ 排水設備等の工事等において、責任技術者の監理がないとき。
- ・ 排水設備等の工事完了後 1 年以内に発生した不具合を 14 日以内に無償で補修しないとき。
- ・ 排水設備等の工事等の完了検査で不適合となった場合において、その指摘事項を 14 日以内に是正しないとき。(完了検査の不適合)
- ・ 排水設備工事に起因して、死亡者、負傷者、損害等を生じたとき。(安全管理義務違反)
- ・ その他町長が指定工事店として相応しくないと認めるとき。(不誠実な行為)

③虚偽、その他の不正な手段により使用料の徴収を免れた者、及びそれを帮助した者は、免れた徴収金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

#### (2) 指定停止等の処分の基準

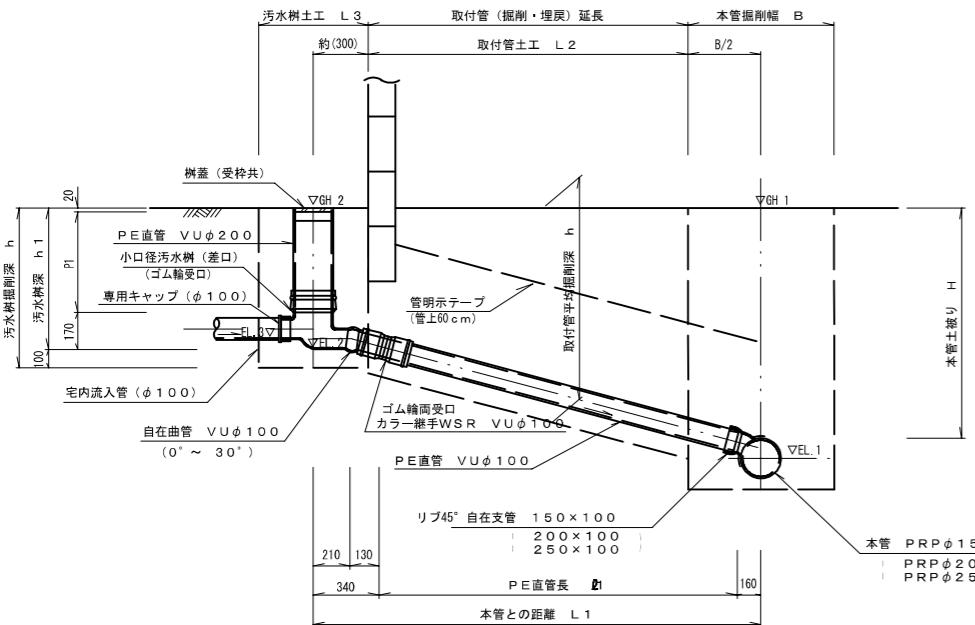
・ 指定停止等の処分に関する停止期間等の基準の概要は次のとおり。なお、過去 3 年以内における指定の停止期間が通算して 12 月を超える場合等は、指定の取消しを行う。

処分要件	指定の停止期間
無届工事	6か月以内
工事完了届の遅延	3か月以内
指定工事店の責務及び遵守事項違反	3か月以内
完了検査の不適合	3か月以内
届出義務違反	3か月以内
安全管理義務違反	6か月以内
贈賄	3か月以内
不誠実な行為	6か月以内

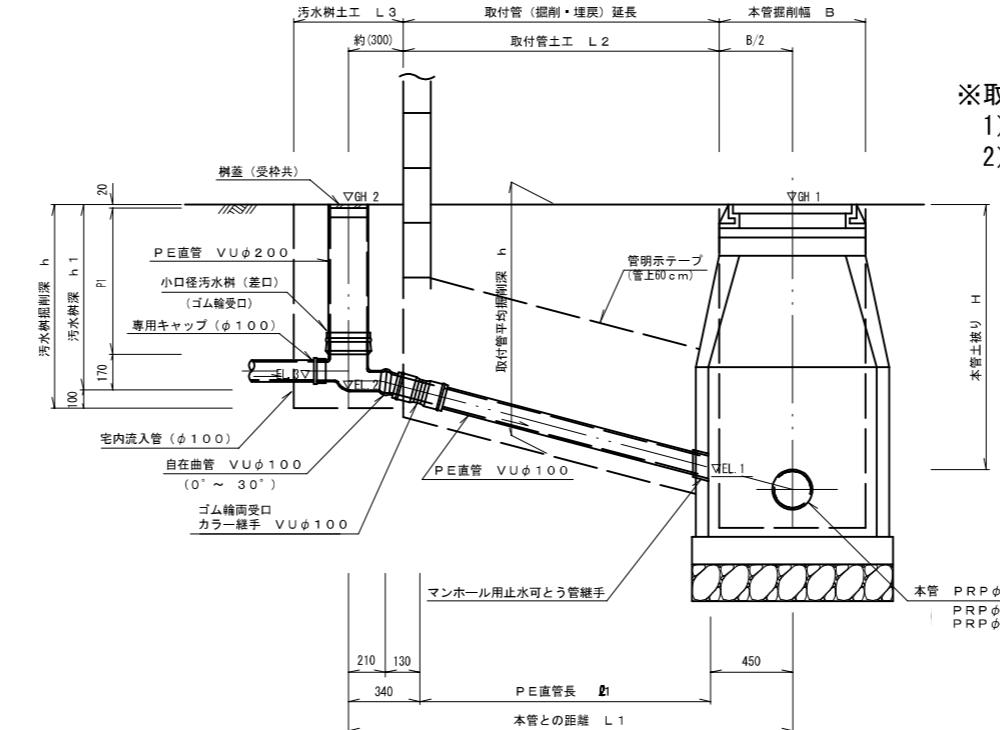
## 取付管布設標準図(1)

S = 1 : 20

### Aタイプ布設図



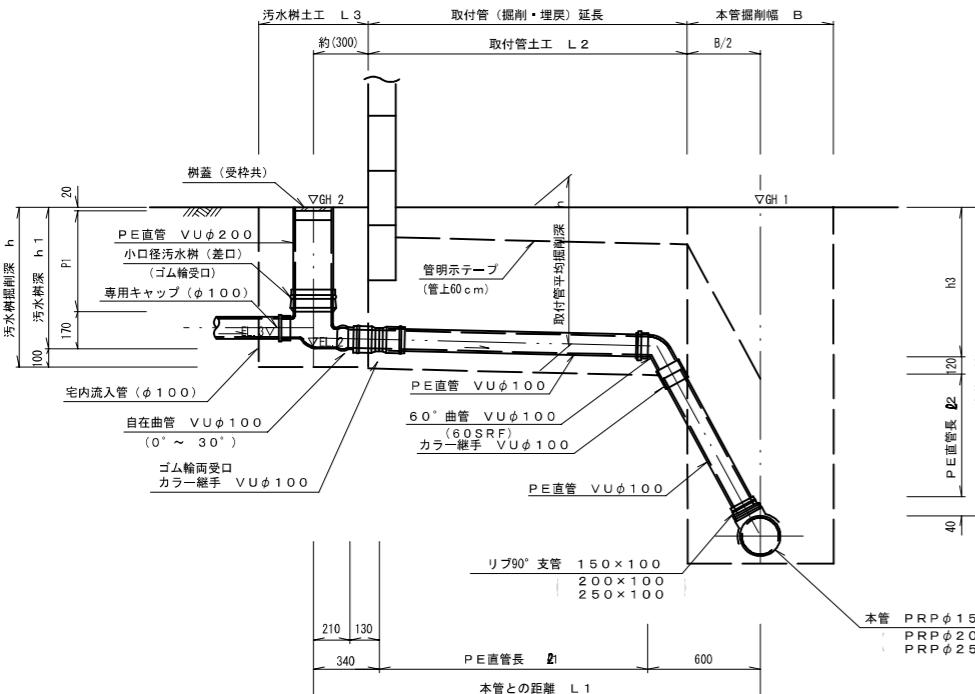
### Cタイプ布設図



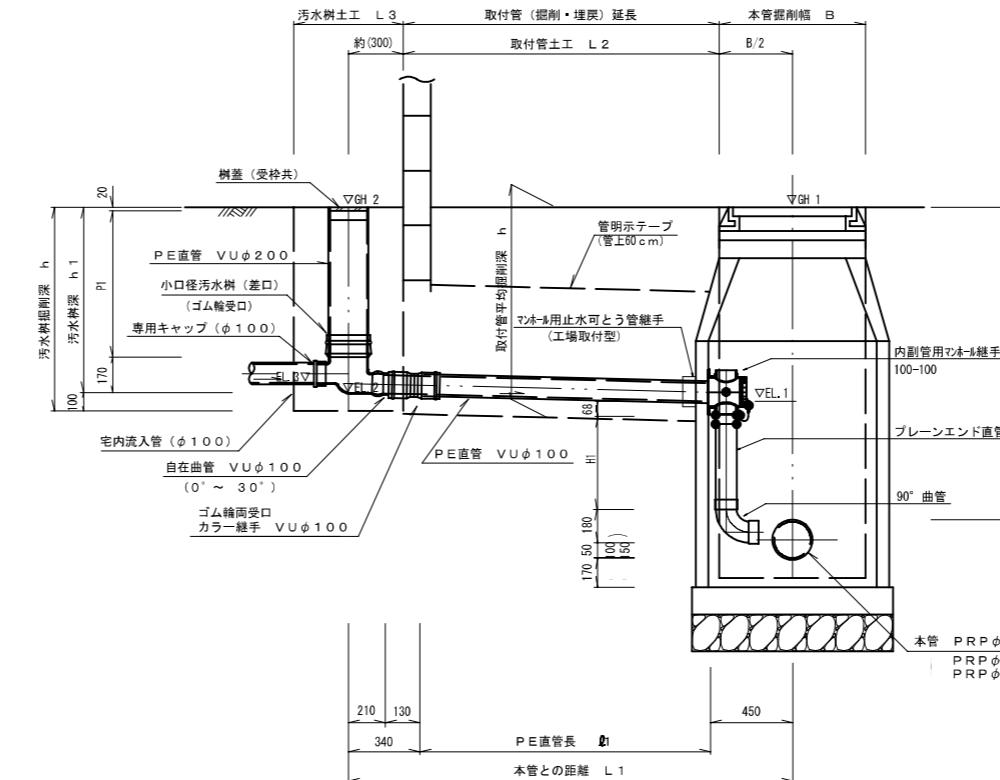
※取付管の勾配について

- 1) 取付管延長が2.5m未満の場合は、取付管の落差を5cm以上取ること。
- 2) 取付管延長が2.5m以上の場合は、取付管勾配を10%以上確保すること。

### Bタイプ布設図



### Cタイプ内副管工

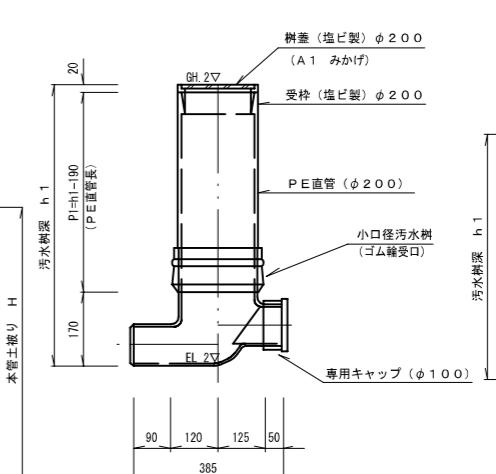


### 小口径汚水樹(内径200)標準図

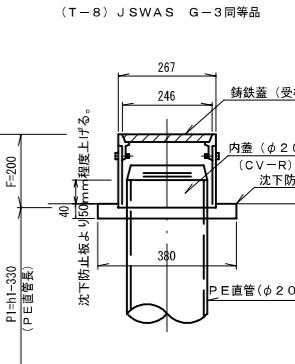
S = 1 : 10

※汚水樹については、横型三方向合流式とする。  
※境界の構造物より30cm離隔をとる。

### 非通路タイプ



### 通路タイプ

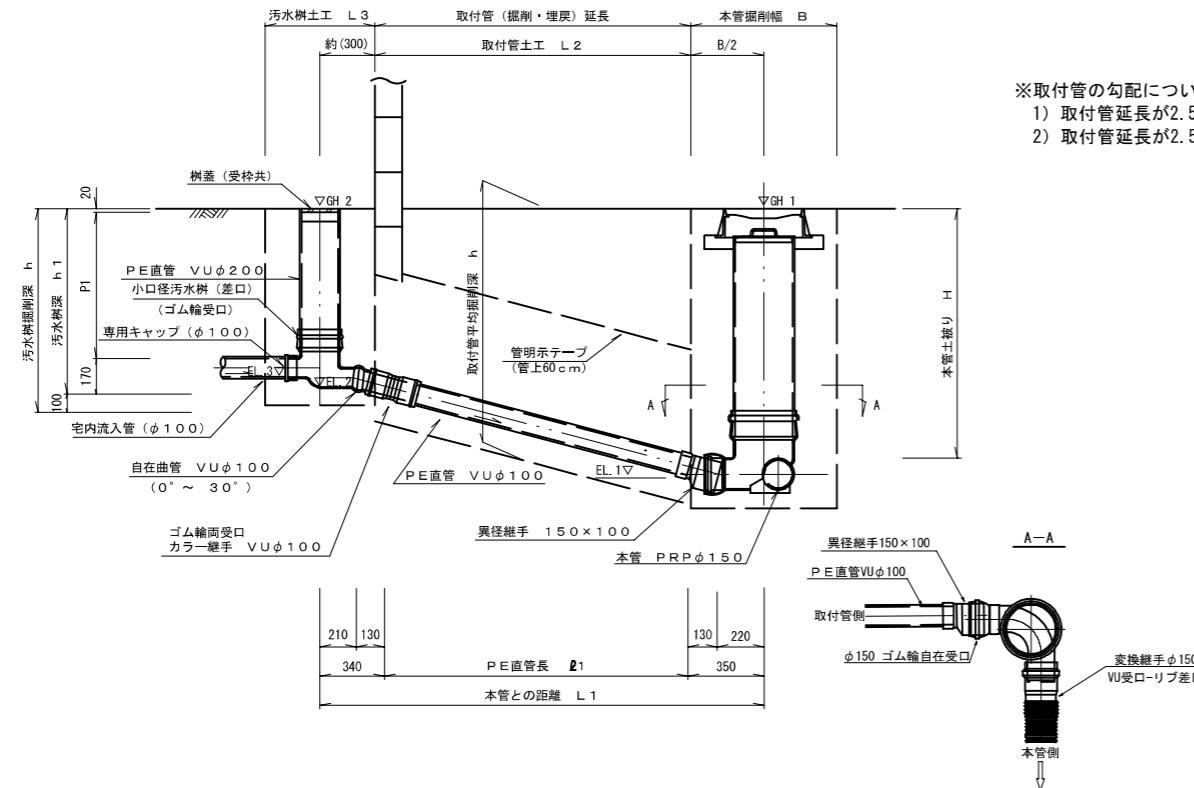


件名	令和7年度 益城町公共下水道事業 標準断面図		
工事場所	上益城郡益城町	大字	地内
図面名称	取付管布設標準図(1)		
図面番号	11/14	縮尺	S=1:20
決裁区分			
市町村名	益城町		
コンサル名			

※ 注 砂石基礎の場合にあっては、  
取付管のVU管部は最大粒径  
20mmとする。

## 取付管布設標準図(2) S=1:20

### Dタイプ布設図



※注) 砕石基礎の場合にあっては、  
取付管のVU管部は最大粒径  
20mmとする。

件名	令和7年度 益城町公共下水道事業 標準断面図		
工事場所	上益城郡益城町 大字 地内		
図面名称	取付管布設標準図(2)		
図面番号	12/14	縮尺	S=1:20
決裁区分			
市町村名	益城町		
コンサル名			

## 2 施工状況写真（着工前、床掘）



写真区分	施工状況写真
工種	管渠築造工
種別	管渠築造(下水道)
細別	排水設備工
写真タイトル	施工前
撮影箇所	2区画(宅地部)



写真区分	施工状況写真
工種	管渠築造工
種別	管渠築造(下水道)
細別	排水設備工
写真タイトル	床掘状況
撮影箇所	2区画(宅地部)



写真区分	施工状況写真
工種	管渠築造工
種別	管渠築造(下水道)
細別	排水設備工
写真タイトル	床掘状況
撮影箇所	2区画(宅地部)

2 施工状況写真（着工前、床掘）



写真区分	施工状況写真
工種	管渠築造工
種別	管渠築造(下水道)
細別	排水設備工
写真タイトル	床堀状況
撮影箇所	2区画(宅地部)



写真区分	施工状況写真
工種	管渠築造工
種別	管渠築造(下水道)
細別	排水設備工
写真タイトル	床堀完了
撮影箇所	2区画(宅地部)



写真区分	施工状況写真
工種	管渠築造工
種別	管渠築造(下水道)
細別	排水設備工
写真タイトル	床堀出来形
撮影箇所	2区画(宅地部)

	設計値	実測値	差
深さ(h)	850mm	850mm	±0mm
幅(w)	550mm	570mm	+20mm

## 2 施工状況写真（着工前、床掘）



写真区分	施工状況写真		
工種	管渠築造工		
種別	管渠築造(下水道)		
細別	排水設備工		
写真タイトル	床掘出来形		
撮影箇所	2区画(宅地部)		
設計値	実測値	差	
深さ(h)	850mm	850mm	±0mm
幅(w)	550mm	570mm	+20mm

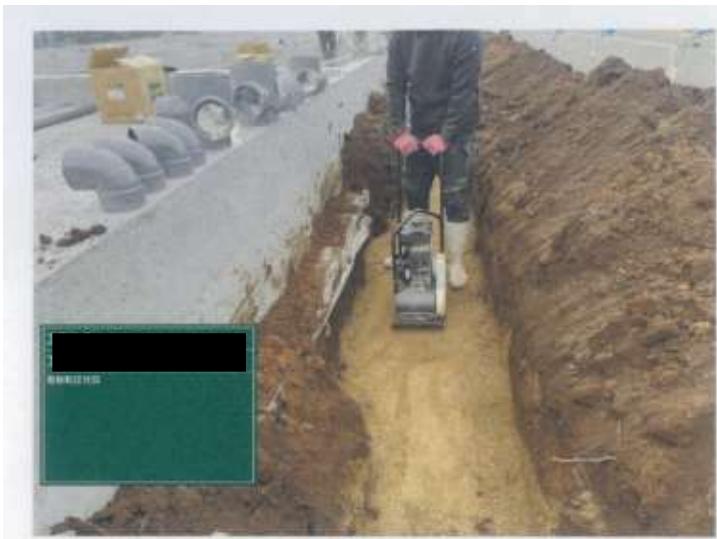


写真区分	施工状況写真		
工種	管渠築造工		
種別	管渠築造(下水道)		
細別	排水設備工		
写真タイトル	床堀状況		
撮影箇所	2区画(宅地部)		



写真区分	施工状況写真		
工種	管渠築造工		
種別	管渠築造(下水道)		
細別	排水設備工		
写真タイトル	床堀状況		
撮影箇所	2区画(宅地部)		

2 施工状況写真（基礎砂、保護砂、転圧）



[REDACTED] 外部配管

基礎砂敷均し及び転圧状況



基礎砂検測  $t=50$



敷砂完了

2 施工状況写真（基礎砂、保護砂、転圧）

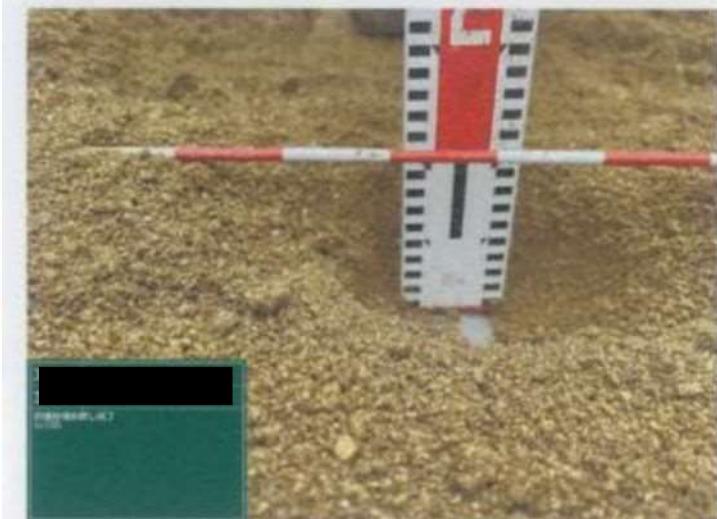


[REDACTED] 外部配管

保護砂埋め戻し及び転圧状況



保護砂検測 t=100



保護砂検測 t=100

2 施工状況写真（ます、排水管設置）



2 施工状況写真（ます、排水管設置）



No. 2

[REDACTED]

汚水埋設配管状況

樹番号①設置状況



No. 3

[REDACTED]

汚水埋設配管状況

樹番号①設置状況

2 施工状況写真（ます、排水管設置）



No. 10

汚水埋設配管状況

樹番号①②③設置状況



No. 11

汚水埋設配管状況

勾配確認状況

2 施工状況写真（ドロップます設置）



ドロップますの下部には 90° 大曲エルボ（VULL）を使用する。



2 施工状況写真（公共污水ます接続・管底）



配管状況

No. 15～公共樹



配管状況

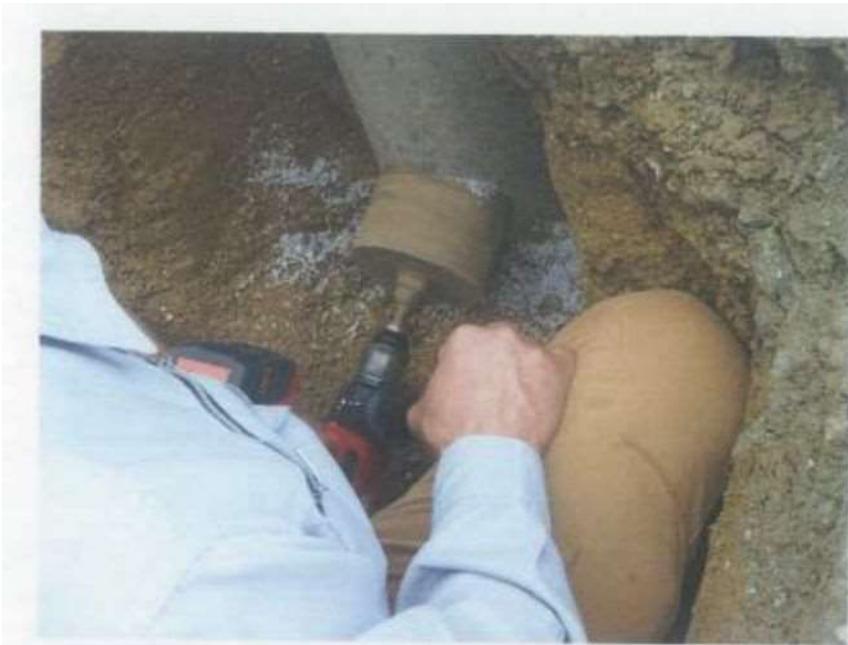
公共樹



配管状況

公共樹

2 施工状況写真（公共污水ます接続・ホルソー受口）

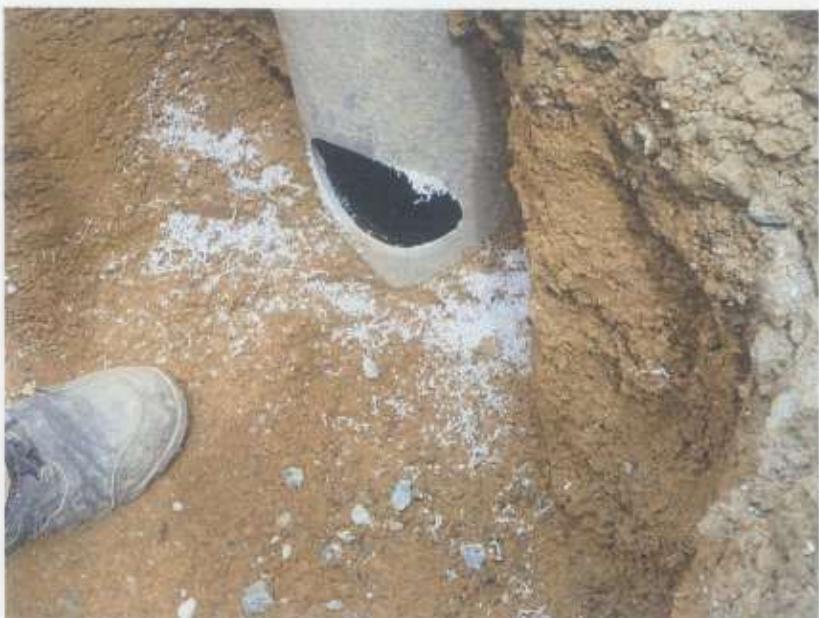


ホルソー受口取付

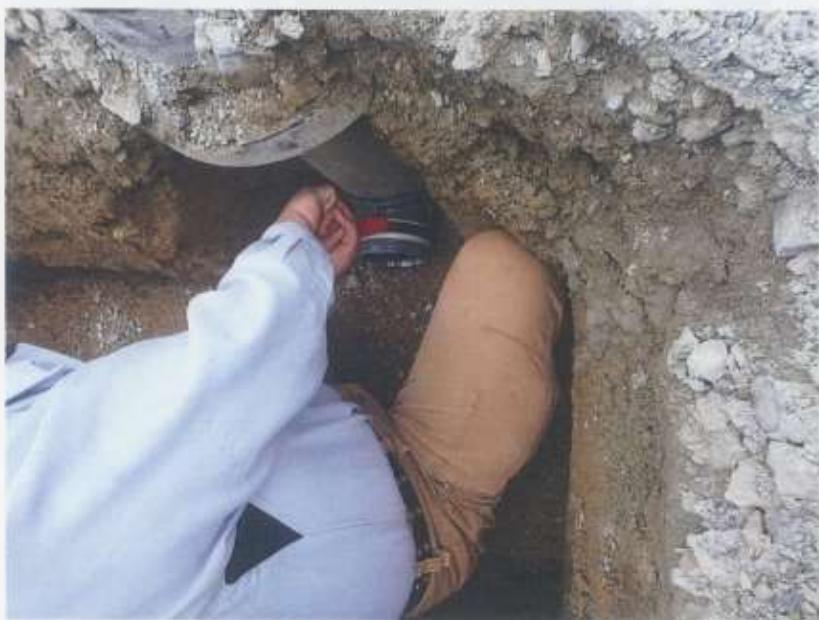


ホルソー受口取付

2 施工状況写真（公共污水ます接続・ホルソー受口）



ホルソー受口取付



ホルソー受口取付

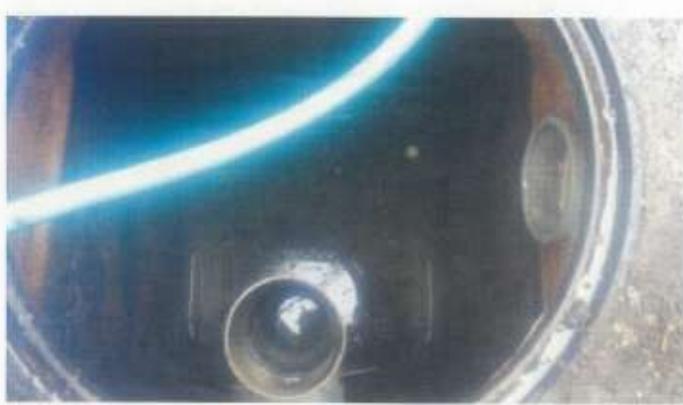
2 施工状況写真（浄化槽廃止）

 <p>下水道直結工事 浄化槽汲取り作業</p>	<p>■ 浄化槽汲み取り作業 バキューム車 設置中</p>
 <p>■ 浄化槽汲み取り作業 バキューム車 設置中</p>	
 <p>■ 浄化槽汲み取り作業 汲み取り前</p>	

2 施工状況写真（浄化槽廃止）

	<p>下水道直結工事 浸透槽汲取り作業</p> <p>■ 浸透槽汲み取り作業</p> <p>汲み取り後</p>
	<p>■ 浸透槽汲み取り作業</p> <p>消毒中</p>
	<p>■ 浸透槽汲み取り作業</p>

2 施工状況写真（浄化槽廃止）

	<p>下水道直結工事 浄化槽汲み取り作業</p> <p>■ 浄化槽汲み取り作業</p> <p>汲み取り中</p>
	<p>■ 浄化槽汲み取り作業</p> <p>汲み取り中</p>
	<p>■ 浄化槽汲み取り作業</p> <p>汲み取り中</p>

2 施工状況写真（浄化槽廃止）

 <p>下水道直結工事 浄化槽汎取り作業</p>	<p>■ 浄化槽汲み取り作業 消毒中</p>
 <p>■ 浄化槽汲み取り作業 汲み取り完了</p>	

## 2 施工状況写真（浄化槽廃止）



## 2 施工状況写真（浄化槽廃止）



工事名：下水道直結工事  
竣工

70



工事名：下水道直結工事  
竣工

71



工事名：下水道直結工事  
浄化槽  
竣工

72